



第二十二卷 第一號

(通卷第八十五號) 昭和十二年一月發行

研 究

魏 志 倭 人 傳 管 見

稻 葉 岩 吉

一

三國志魏志<sup>卷三</sup>○卷三の東夷傳中の倭人傳が、かつて、松下見林の異稱日本傳に採録せられてから、  
輒近にいたり、かくべつ、わが史界の關心を惹起し、これが論證の公にせられたものは二三ではなく、  
鉅細考究されてゐる。倭人傳の記事は、わが國史に照合して價值すべきであるか、その傳ふるところ  
の内容は、果して、どの程度的一致を示すものであるか、かゝる關心と用意との下に取扱はれてゐる

魏志倭人傳管見

第二十二卷 第一號

一

ことは、すべての論證を通じて觀取されるところである。しかし、これらの傾向の下に在るところの論證は、やゝもすれば、牽合に墮し、附會に陥り易く、その照合し能はざる部分の記事に對しては、寧ろ不問に付し去るの外はなく、否らざるまでも、人類學や土俗研究の結論をとり來りて、これら記事に按排すといふ程度に過ぎないことになるのである。間、この記事内容を取用して、國史の缺を補はんとする努力も窺はれやうが、これまた自由採擇の許容されない昨今の情勢にありて、論證は、結局、國史照合といふ一事に限定せられ、また現にそれ以外、效果をもたらずものとは、一般に認識されずにあるやうであるが、倭人傳は、果してその程度にとゞむべきものであるか、わたくしは、年來疑惑を懷いてゐるのである。わたくしは、これら國史照合の不可を云云するのではないが、魏人の眼に映じたところの日本の姿は、如何なるものであつたか、大陸の人々は、總じて、いかなる態度をもつて、當時の日本を眺めたものであるかといふことが、より大切であり、より效果的ではあるまいか、而して、これら效果の前には、國史照合といふがごときは、寧ろ第二義に取り扱ふべきであるまいかと考へてゐるのである。

この效果的といふ言葉については、解釋を要するのであらう。われら日本の上代の姿は、國史だけでは、明らかたなく、外交方面になると、一層判りにくくなつてゐるのである。例へば、神功紀の外征のごとき、溯りて、崇神紀の任那開設のごとき、今は事實の眞偽を疑ひ、之を神話視するものすら

も見受けられるほどであるが、それは、對手の三韓に記録を缺いでゐるといふことに外ならぬ。之に反し、支那史籍に在りては、歴代、日本紀事を収録してくれてゐるのであつて、而して、それは大陸の人々の認識したところの當代日本の姿である。この日本の姿は、兩様に觀察し得られやう、乃ち一は日本の東亞に於ける地理的關係より生じたところの所謂形勢であつて、南支でも北支でも、日本の存在を除外視し得ない。二は、日本國家の發展に係り、大陸に國を成すものは、この發展を等閑し得なんだからである。わたくしは、これら兩者の關係を具現し得た時代は、魏志に示されるところの三國時代をもつて、始めとし、その具現の最高潮に達した時代も、亦この時代をさし措いて求め得られざるものと解するのである。

## 二

かやうな見解の上に立つて見ると、魏志の稱するところの東夷傳より、倭人傳を切り離して取扱ふことは、全く出來得ないのである。東夷傳は、夫餘・高句麗及び韓の三大族を主とし、諸小族を收めてゐるが、倭人は、これらと併叙せられ、いはば、一個體系内に收められてゐるのである。かつて朝鮮の申叔舟(保閑齋)、は海東諸國紀を撰じ、日本を主に、琉球を之に附した。當時、琉球は、明の正朔を奉じてゐたから、對岸の福建にでも附すべきであらうが、彼れは、之を海東諸國と併せて命名したのである。琉球の將來を約束したかにも解せられ、非常の卓識であるといはねばならないが、三國志

魏志の東夷傳についても、わたくしは、同様の感を懷くのである。魏志が、這種體系を認めた次第に就いては、歴史がある。史記は、貨殖列傳の一節に、各地のそれぞれの風土を叙説し、燕の條にいたりて、北隣烏桓夫餘、東縮穢貉朝鮮眞番之利といひ、北京以東北に盤踞しつゝあつたところの諸民族を、一列に取扱はんとするの氣勢を示してゐる。この史記の記事は、王會や逸周書や乃至山海經のごとき古書をも參酌し、みづからの經驗にも與かり、爾雅の九夷や周禮の九貉など、一樣に見るべきものではなく、漢書地理志も従つて又たこれを仍用し、北陳烏丸夫餘、東賈眞番、玄菟樂浪、武帝時置、皆朝鮮濊貉句麗蠻夷といひ、武帝四郡建置の際を叙してゐるのである。地理志は、さらに、

然、東夷天性柔順、異於三方之外、故曰孔子悼道不行、設桴於海、欲居九夷、有以也夫、樂浪海中、有倭人、分爲百餘國、以歲時來獻見云。

の一節を附した。かくして、倭人の名は、始めて史上に點出せられた。倭人の前漢の朝廷へ往來の記事は、本紀のどこにも見出されず、而も朝鮮・濊・貉・句麗の下に、倭人獻見を叙してゐるといふことは、由來があらう、その史記に比して、かくだんの進境あることは、いふまでもなく、武帝の四郡建置が、遙に海東に影響し、倭人の登場を見るに至つたことは更めていふまでもない。

この漢志著録より魏志の著作にいたるまで大約二世紀餘にも達してゐるが、倭人の出現記事は、後漢に入りて一再でない。前漢末の王莽の政治が、四周外民族を刺激した爲めであらうけれども、一に

は、光武帝の邊郡撤退は、一倍外人を内地に招入し、漢人の四周外民族に對しての智識は、愈々複雑さを加へて來た。論衡などによつて見ても、東夷橐離國の開國説話を収録し、漢族の傳統的信條に、却て疑惑を興ふるに至つたほどである。漢人文化に對しては、東夷諸國民、最もつよく之を感受し、而してそれは、東胡の遺種と見られるところの烏丸・鮮卑に交渉するところ莫大であつたのである。史漢二書に匈奴あり、魏志には、烏丸鮮卑傳がある。匈奴の承襲者をもつて見られるところの烏丸鮮卑であるから、特に立傳することは當然ではあるが、東夷列傳をもつて、この二傳に對立せしめるといふことは、新たな倭志の認識でなければならぬ。つまり時勢の推移展開である、わが上代日本が、かゝる四周外民族と一列に坐位を確取してゐたといふ姿は、わたくしの前に述べたところの日本朝廷の海表開拓に緊密すべきものであつて、從來の研究のごとく、倭人傳そのものを切り離しては會得されざる重大事實である。

### 三

倭志東夷傳の序説には、左のごとき文字がある。

書稱東漸于海、西被于流沙、其九服之制、可得而言也、然荒域之外、重譯而至、非足跡車軌所及、未有知其國俗殊方者也。自虞暨周、西戎有白環之獻、東夷有肅慎之貢、皆曠世而至、其遐遠也如此、及漢氏遣張騫使西域、窮河源經歷諸國、遂置都護、以總領之、然後西域之事具存、故史官得詳

載焉、倭興西域雖不能盡至、至其大國龜茲于寘康居烏孫疎勒月氏鄯善車師之屬、無歲不奉朝貢、略如漢氏故事、而公孫淵仍父祖三世、有遼東、天子爲其絕域、委以海外之事、遂隔斷東夷、不得通於諸夏、景初中、大興師旅誅淵、又潛軍浮海、收樂浪帶方之郡、而海表謐然、東夷屈服、其後高句麗背叛、又遣偏師致討、窮迫極遠、踰丸都過沃阻、踐肅慎之庭、東臨大海、長老說、有異面之人、近日之所出、遂周觀諸國、采其法俗、小大區別、各有名號、可得詳記、雖夷狄之邦、而俎豆之象存、中國失禮、求之四夷猶信、故撰次其國、列其同異、以接前史之所未備焉。

この文に似たるものは、後漢書の東夷傳に見受けられ、精彩に富んではあるが、本文ほどに史實的でない。本文は、魏の東方進出をもつて遼東の公孫氏討伐と樂浪帶方二郡の收復に重點を置き、而も公孫氏討伐を、より重視してゐるのである。公孫氏掃蕩によりて、東夷諸國との直接交渉は疏通せられ、恰も、漢が衛滿朝鮮を平らげて、四郡を設け、海表にも交渉をもつにいたつたと同様であつた。公孫氏の從來の東夷諸國に對しての關係は、舉げて魏の國家に收められたからである。公孫氏は、遼東襄平の人、度にいたりて大いに顯はれた。度は父延に伴はれて玄菟に家居し、度は、その郡吏となつた、度の遼東太守に任せられた際の記事として、魏志本傳には、先時屬國公孫昭守襄平、令召度子康爲伍長、度到官收昭、答殺於襄平市、郡中名豪大姓田留等、宿遇無恩、皆以法誅、所夷滅百餘家、郡中震慄、東伐高句麗、西擊烏丸、或行海外、といつてゐるが、この高句麗烏丸討伐のことは、他には

見えないから、恐らくは、初平元年以前(西紀一九〇)のことであらう。公孫度が、自立の計をめぐらしたのは、この前後であるが、魏志は、遼東郡を分ちて遼西中遼二郡を設け、太守を置き、越海して山東の東萊諸縣を收め、營州刺史を置き、自らは遼東侯となり、祖廟を襄平に立てたから、魏は之を認めて永寧卿侯としたところ、度は拒んだ、やがて、かれは死んだが、かれは、生前に樂浪郡の南部を割いて、新たに一郡を設け、之を帶方と稱した、かれは又た、宗女を夫録王尉仇台に嫁し、外護たらしめた。魏志の夫餘傳には、夫餘本屬玄菟、漢末公孫度、雄長海東、威服外夷、夫餘王尉仇台、更屬遼東、時句麗鮮卑疆、度以夫餘在二虜之間、妻以宗女、とある。後漢郡國志をもつて見れば、魏東十一城、戸六千一百五十八、口八萬一千七百一十四、樂浪郡十八城、戸六萬一千四百九十二、口二十五萬七千五百、といひ、前漢代の盛時に比して減退の著しきものあるとはいへ、三十餘萬の人民を統制し、その勢力は山東にも及び、半島を駕馭控制した、雄長海東、威服外夷、といふ文字は、適切である。

公孫度死して子の淵嗣ぎ、景初元年自立して王となり、翌年春、司馬懿に破られて亡ぶるまで、實に三世五十年、遼東帶方樂浪玄菟は、再び魏に歸したわけであるが、公孫淵が、その盛時に當りて、吳の孫權に通交したことは、更めて言及するの要があるのである。この通交といふことは、全く吳氏より働きかけたものか、孫氏よりしたものは疑はれやうが、吳書(嘉禾元年)によると、吳は、まづ

將軍周賀等をして潜かに海上より遼東に赴かしめ、次いで公孫淵が校尉宿舒らを吳に遣はし稱藩せしめ、孫權は大悅して淵に爵位を進めたといふことになつてゐる。いづれでも可いが、この遼吳通交といふことは、後々に重大關係を及ぼし、魏をして一倍の關心を遼東方面にもつに至らしめたのである。公孫氏政權の潰滅に直接すとは言はれないながら、わが新撰姓氏錄(卷一八・二〇)に常世連(トコヨノムラジ)、燕國王公孫淵之後也とあるがごとき、又た東夷傳内容に盛られるところの一要素ではあるまいか。

## 四

公孫康が樂浪南部を割いて、帶方郡を新設し、魏は之を收復した、この事實は、東夷傳首文に年次を示さないけれども、同東夷傳(三十一)韓傳の一節には、この役を景初中となし、明帝が帶方太守劉昕・樂浪太守鮮于嗣を密遣し、越海して二郡を定めたといつてゐるし、明帝紀には、景初二年春司馬宣王の遼東を破り、公孫淵を斬り、海東諸郡は爲めに平らいだといつてゐるから、遼東攻破と同擧して、二郡收復を遂行したに違ひない。帶方郡の疆域は、十分判らないが、晋書などで見ると、帶方は、列口・南新・長岑・提奚・含資・海冥の七縣を統べ、今の京城より遙か南邊に延びてゐたであらうことを想像し得べく、前漢時代の眞番郡の一半は、或はこれによりて回復されたのであるまいかと思ふ。魏の韓族に對する政策は、璽書分授に外ならなかつた、而もそれは、前漢代よりの承繼であつたのであ



る。璽書とは、漢が外族の君長を待つに當りて、その身分禮遇を規定したもので、所謂賞賜は、之に準じた。賞賜は、公貿易にも解せられ、倭人傳の答汝所獻貢直あるがごとき、その適例である。漢魏の朝廷は、毎に邊郡吏僚をして、これら君長の底簿を作らしめた。高句麗傳に、涓奴部以下五部を擧げ、漢時賜鼓吹技人、常從玄菟郡受朝服衣幘、高句麗令主其名籍とある名籍は、即ち底簿を指すのであるが、その詳細を語るものは、韓傳に若くものはない。韓傳には馬韓五十餘國、辰韓十二國、弁辰十二國、併せて七十餘國の數と、その一一の名を録し、その長の大者、自稱を臣智といひ、次を邑借といひ、印綬衣幘を服するもの千有餘人の多きに上ることをいつてゐる。これら名籍に對すれば、自ら魏志のもつところの内容のいかなるかは、想像し得ることと思ふ。乃ち朝廷の命を奉行するところの邊吏は、外夷を探查してその實情を得なければ止まない。宗屬をその主なるものとなし、團體それぞれ利害を明かにし、延いて風土に及ぶべきは當然であり、それら所報に依りて、與へられるところの璽書は、差等づけられるわけであらう。わたくしの想像するところでは、句麗にもかつては、韓の諸國に類似した名籍を具し、五部はもとより、多くの巨帥名は、漢の底簿に見られたであらうけれども、名籍の管理の句麗に移るにいたりて、その效果の過半を失ひ、同時、句麗自らの發達が、遙に韓の諸國の上に在ることを認め得るのである。魏志に收められたところの韓國の記録こそは、前後諸史に見るを得ない性質のものであつた。

高句麗致討によりて、魏人の視界は、後漢代に比して擴大し、特に母丘儉の師の、九都より沃沮に出づるに及び、濊君の故地や肅慎の庭を窮めたといはれ、長白山以東に於ける智識の正確なるものを把捉し得、漢志ですら、暗昧なりし玄菟郡治の問題の全貌を明らかに得たものは、この魏志の收載に外ならないのである。輓近の九都斷碑出現は、さらに、われらをして、魏志に對する熱意を昂めしめた。

濊傳の内容に、箕子説話を收めてゐることは、注意すべきものではあるまいか。濊の故國は、滿蒙境上の夫餘であつたらしく、長白山西よりして、東に移來した民族であつて、その箕子傳説は、故國より附着し來つたものであるに違ひない。魏略でみると、朝鮮侯にも箕子説話が附着してゐるし、後世の資料ながら、耶律楚材の湛然居士集また金人にこの説話ある旨を指摘してゐるのである。わたくしは、かつても臆断ながら、箕子説話をもつて支那天文の影響となし、二十八宿中、箕星の分野に屬するものゝ、等しく奉じたところであらうしとたことがあるが、今魏志をもつてみれば、濊の攝取した支那文化は、遙かに韓の諸國を凌駕し、三老などの郷職すら行はれ、同姓不婚のことまで擧げられてゐる。正始六年、樂浪太守劉茂・帶方太守弓遵は、半島西南より兵を入れて之を伐つた。この出兵の母丘儉に策應したことは、言ふまでもない。かくて魏は、その巨帥を王に進め、二郡に隸して之を供給役とし、之を遇する民のごとくならしめたといつてゐるけれども、その實は、かれらを羈縻して句麗背後の牽掣に資し、而もその効果は、疑はれるのである。句麗致討の實際的成績については、別に考へ

られやうが、わたくしの注意を喚起したのは外ではない。致討の計畫規模は、極めて大掛りのものであつて、半島のすべては言ふまでもなく、遼西烏丸の諸種族までも参加せしめたものであるといふ一事である。倭人に對する新たな交渉とて、もとより、この計畫外に在らうはずはない。

## 五

東夷傳首文は、さらに重要な事實を、教へてゐるのである。それは外ではない、高句麗致討の次を見るに、

遂周觀諸國、采其法俗、小大區別、各有名號、可得詳記、

と書かれてゐる。編者陳壽と本文との關係はこれによりて明かにされてゐるやうであるが、わたくしをして質言せしむれば、この東夷傳は、魏の舊記であつた、魚豢が魏略を書き下した際、それを仍用し、陳壽又た之を襲用せることは疑ひなからう。蓋し魏の史官は句麗致討の形便を利用し、諸國を周觀し、その法俗を采り、小大區別したのであつた。もちろん、かれ陳壽には三國のすべての舊記文獻を通覽したから、多少の潤飾は加へられたであらうけれども、大なる變化はなく、かつての史官の手に成りしものを襲用せんことに忠實であつた。大體、支那の古史の作法は、そうしたものである。漢書について見ても、その藝文志は、班固等の創意ではなく、前代の劉向父子の七錄により、そのまゝに採録した、朝鮮傳やその他の文字を見ても、編次の上にこそ異同を示せ、本文は司馬遷そのまゝの叙

説であつて、完全襲用してゐるのである。魏志の底本は、魏略であらう。支那史家の中には、三國志を評して、それは實録であると批評してゐるが、この實録といふことは、記録が確實であるといふ以外、前朝のものは成るべく現形を存してゐるといふことに外ならないのである。而して諸國周覽、法俗采取の痕迹は、隨處に明示され、かの倭人傳中の道里記のごとき、句麗致討の際の父老説のごとき、その境を涉り、その民に接したところの見聞手録と見るより外はない。法俗といふ文字は、東夷傳中一再ならず見受けられてゐるが、風俗とはせず、法俗といつてゐるのは、いかなる理由であるか。わたくしは、これまた魏の史官の認識を説示するものと思ふ。蓋し法俗の法は、生活の法式であつて、それが、善とか、悪とかいふのではなく、民族個々の慣行を認めた上のことでなければならぬのである。尤も東夷傳にも、漢習の有無通塞をもつて、文野を測り、濊傳には、同姓不婚を指摘し、夫餘傳には、食飲に皆な俎豆を用ひ、會同に當り、拜爵洗爵、揖讓升降云云といひ、そのことは、首文の、雖夷狄之邦、而俎豆之象存、中國失禮、求之四夷、猶信との文に襯貼してゐるのであるけれども、それらは、少部分であり、大體は、所謂法俗の描出に忠實さを示してゐるのである。既に法俗と稱する以上、わが漢族とは、對立的にも別個の文化體系あることを認めなければならぬわけであるが、一には、後漢時代より三國時代にいたるまでの漢民族の思想の反映であるとも解せられ、魏の史官は、東夷各種族を通じて、一個の體系あることに、深甚なる關心と理解とを有した。従つて、撰次其國、

別其同異、以接前史所未備焉とある結語のごとき、漫然讀過される性質のものではなく、就中いふところの諸國の撰次は、重大である。撰は類別をいひ、次は之に次第づけた。次第づけるといふことは、或は方位をもつてし、或は強弱を以てし、或は大小をもつてし、其方法は、必ずしも一樣ではなからうけれども、遼志の場合を見るに、法俗を主とし、之を參するに情勢をもつてした、この方法によりて得たる撰次を見るに、夫餘・高句麗及び沃沮・挹婁・濊を一類とし、韓を一類とし、倭人を一類とし、而もこの三類には、相共通するところあるを示してゐるのである。東夷傳は、單なる地域團體ではなく、法俗團體の記録である。わたくしが、毎々東方諸民族は、魏志によりて體系づけられたといふのは、これらの意義を指すのであつて、而も魏志は、夫餘をもつて首掲したことに重大意義を示してゐると解するのである。夫餘は、たしかに舊國であつた、而も東夷の舊語、句麗は、夫餘の別種であるといつてゐる。當時の句麗は、國力遙に夫餘を凌いでゐたであらうけれども、首掲することは、別個の意義があらう。かつて指摘せるがごとく、史漢二書が、夫餘・烏丸を並舉して怪まなかつたものを、わが魏志は、是正一番した、魏志なければ、これら體系は、或は史上に表面化せなかつたかも知れないのである。こゝに於てか、二史を不備として、之に接すとの豪語は大いに買はなければならぬのであつて、魏志一たびこの體系を示してより、前後諸史の叙するところは、大約そ之が範疇を脱し得ざるのみならず、魏志東夷傳中の一二語を必ず挿入することをもつて、纔かに體裁を繕つてゐるかに見ゆ

るものも蓋し少くはないのである。

倭人傳を、一類として、この體系の中に収めたことは、法俗の一致といはんよりは、寧ろ情勢であつた、而も韓の南岸に、倭の領土の存在を認め、法俗又た相近かゝりしことをいつてゐる。わたくしの見るところでは、東夷傳は、首掲夫餘より始め、倭人に至りて、一個聯接の大文章である、倭人傳を讀まんものは、まづもつてこの間の理解を要し、傳のみを切截して之を云々するがごとき態度は、切に避けなければならぬ。それは、效果的ならざるのみか、恐らくは、眞を失するの嫌がある。

## 六

景初三年六月、倭の女王は、大夫難升米等を帶方郡に遣して、朝獻を求め、太守劉夏は、吏を遣して、京都に送詣し、其年十二月に詔書をもつて女王に答報したのである。倭人と魏との交聘の史上に見ゆるのは、之をもつて始めとするのであるが、たゞこの記事だけでは、倭人先づ郡に至り、朝獻を求めたことになり、その真相は判らない。景初二年六月といへば、司馬懿の軍が、遼東の公孫氏を打倒したばかり、又た一方半島の樂浪帶方の二郡とて、纔かに收復した間際であらうから、海表の倭人が、魏の國力に對し、早くも確認があつたとは、稍、受取りがたく、寧ろ帶方太守のある種の外交工作が、海表に働いたものであると見られるのではあるまいか。わたくしのこれらの臆斷は、公孫氏と吳との關係を考慮するからである。公孫氏よりすれば、通吳は、北支政權への一牽掣にすぎなかつたけ

れども、吳主は、懸命に考へた。東夷諸國の領袖たる公孫氏が、欸を送り、我に稱臣すといふのであるから、吳主は、直に使節をかれに齎送したわけであるが、使節の遼東に到着した比は、形勢既に變化し、公孫氏淵は、一行を玄菟に幽囚した、このことの顛末は、裴松之注魏略によりて詳細を極め、特に興味をもつて讀まれることは、幽囚された行中のものの、脱出後の行方である。當時の玄菟は、退治して今の奉天附近に位置し、かれ脱出者は、西南して撫順南方の山地を走り、佟家江流域に出でたらしい、めぐらめつぼうに逃走し、艱苦の狀、亦た察知せられるのであるが、それが僥倖にも高句麗の丸都に近く、その國人に出會して、救護を受けたのであつた。脱出者は、告げたのである、曰く、われらはもと吳主の命をもつて、貴國に詣つたのであるが、測らずも、遼東公孫氏の海岸に漂着し、その幽囚困辱を受け、今は辛うじて、こゝに至つた、その貢物などの持合せざりしは、公孫氏に掠奪されたからである。流石は、吳人であつて、この臨機口の辨は、いたく句麗人を動かし、句麗は、かれらを齎送して之を本國に致した。公孫氏は、もとより、句麗通吳の媒介者ではなく、吳主の欲したものは、必ずしも句麗ではなく、而も事件は轉々して、句麗通吳といふ情勢が、新にこゝに展開するに至つた。始め吳主の將兵を公孫氏に送出した際、その輕卒を戒めたものもあり、不幸、適中しただけども、かりに公孫氏に變化なく、使聘は完全に行はれたとしても、大なる効果を擧げ得たものとは想像されないながら、反對に、東夷諸國の形勢は、この通吳によりて、俄然光明を認めたとはい

ざるを得ない、乃ち支那への通交は、陸路によりてのみなされるものではなく、別に海道があつた、質言すれば、北朝の外に南朝があるといふ理解である。かくて南朝に對しての檢討は、北朝への接觸を有功ならしめ、句麗のもつところの地位は、かくべつ展開し、同時に魏の關心するところは、陸路とともに海道をも併せもたなければならなくなつた。わたくしが、倭人の朝献について、帶方の工作を疑つたのは、かゝる理由に基因し、魏人まづ倭人を誘出し、これに成功したものが、景初三年夏の使聘となつたのである。かやうにも考へる。

帶方の工作は、もとより、魏の朝廷の策謀に出で、それは疑ひなく、高句麗致討の計畫中に在るべきものであつて、そのことは、年表をくりかへしても、容易に氣づかれるものであらう。高句麗傳は、正始三年に王位宮が西安に寇し、其五年に幽州刺史毋丘儉に破られたといつてゐるが、遼東玄菟二郡の脅威は、漢末にいたりて大いに加はり、既に遼西烏丸を降納したところの魏の進んで、句麗を討つべきは、必至的情勢であつたけれども、その西安平に寇したといふことは、通吳の用意をも認められ、多疑多慮をもつて知られてゐる魏人たらずとも、今この致討を遂行せんには、海道方面の完全な保障を必要とし、之を帶方太守に密命した。海道保障は、或は帶方太守によりて建言され、朝廷は聽納したのかも知れないが、いづれにしても、魏人の誘出がなければ、久しく隔絶してゐた倭人朝献が突如現はれるはずのものではなく、而もこの朝献は、極めて大掛りのものであつた。



以上の想像を敷衍してみると、倭人と吳との交通は、魏人には既に信せられてゐたものではあるまいか。而して、それは、句麗のそれ以上に考慮をめぐらざるを得なかつたかも知れないのである。

吳の嘉禾元年は、魏の太和六年に相當し、その前二年即ち黃龍二年に當り、吳主孫權は、甲士萬人を艦裝して、海に浮びて夷州廬州を求めしめた、この廬州は、秦始皇帝の徐福をして、仙藥を求めしめたところといひ、その人民は、會稽に往來したものであるといふ記事は、吳書に見ゆるのであるが、

わが松下見林は、この記事を異稱日本傳に收め、吳と我との交通ありしことを暗示せんといつとめてゐる。吳とのわが上代交聘は、意外に古く、國史に見ゆるところのクレのマサビなどは、或は會稽等江浙地方より輸入された武器の一種ではあるまいか。孫權出兵の意のあるところは、必しも仙藥ではあるまいが、倭人傳には、別系とも不似合とも思はれるこの種の記事が、見出されるのである。曰く、

自古以來、其使詣中國、皆自稱大夫、夏后少康之子、封於會稽、斷髮文身、以避蚊龍之害、今倭水人、好沈沒捕魚蛤、文身亦以厭大魚水禽、後稍以爲飾；計其道里、在會稽東冶之東云云。

と、この會稽は、いふまでもなく、浙江省の錢塘江に臨んだ地方、東冶は福州であり、この浙閩を基點として、倭國との道里を計り、文身の俗は、夏后少康の遺風であらうともいひ、さらに下文を見るに、

其風俗不淫、男子皆露紵、以木縣招頭、其衣橫幅、但結束相連、略無縫、婦人被髮屈紵、作衣如單被、穿其中央貫頭衣之、種禾稻綿麻蠶桑緝績、出細紵縑縠、其地無牛馬虎豹羊鵠、兵用矛楯木

弓、木弓短下長上、竹箭或鐵鏃或骨鏃、所有無與儋耳朱崖同云云。

とあり、正に一幅の海南風土記であるが、而も儋耳朱崖の文字を點出してあるといふことは、魏志の固有のものではなく、吳人の舊記を參酌したものであらうことは疑はれない。儋耳朱崖は、廣東海上の諸島であつて、前漢一大郡であつた。もともと、倭韓遼屬帶方とは、魏志の強調したところであり、倭人傳に收むるところの道里記は、帶方郡をもつて起點とし、韓國を歴由し、狗邪韓より度海して對馬に至り、一支に至り、末盧に至り伊都に至り、遂に女王所都の邪馬臺國に至り、前史にも後史にも、かつて示されざる手録を見せてゐるのであるけれども、それだけで満足し得ないところのもののあるといふことが、魏人の心構でもあり、又た當時大陸人の眼に映じたところの倭國の姿であつたのである、乃ち倭國には、北道もあり、南道もあり、ともに海路をもつて、魏吳兩面に交聘し得るといふ形便がある。魏人には、當時日本の通吳といふことに對して、どの程度の消息を捉へ得たものか、句麗の通吳をもつて、倭人との合作を懸念せなんだか、いづれにしても、高句麗致討は、漢武以來の大掛りの用兵であり、それだけ、大掛りの手段は講せられた。陳壽の史筆が、會稽の道里を云云してゐることをもつて、不都合であるとした批評は、却つて、魏人の多疑多慮に理解なきものであるといふの外はあるまい。

わたくしは、句麗致討をもつて、有史以來の大掛りであるとしたが、それは、兵數や軍の種類のこ

とを指したのみではなく、遠交近攻の手段を指すのである。わが遼東近接の句麗を攻めんとして、先づ海表の倭國に思をめぐらし、一事に當り兩敵を邀ふるの愚を學ばなんだ。倭人にして、かりに韓の諸國を動かし、二郡を脅かしたとせよ、二郡の嶺東用兵は、全く阻止せられ、本軍の懸車束馬すら、或は失敗に歸したかも知れないのである。制詔に、首に「親魏倭王」と呼んでゐること、及びその用語の異例たるは、何人にも注意されようと思ふ。

## 八

かゝる政治上の情勢は、魏志の編者をして、東夷傳體系に思を潜めしめたことであらうが、今、東夷各國のそれぞれの記事を拾つてみると、法俗言語の共通は、處々に認められるのである。乃ち、高句麗傳に、東夷舊語、以爲夫餘別種、言語諸事、多與夫餘同、其性氣衣服有異、といひ、東沃沮傳には、其言語與句麗大同、時時小異といひ、人性質直彊勇、少牛馬、便持矛步戰、食飲居處衣服禮節有似句麗といひ、挹婁には、其人形似夫餘、言語不與夫餘句麗同といひ、濊傳には、言語法俗、大抵與句麗同、衣服有異、男女衣皆著曲領、男子繫銀花、廣數寸、以爲飾といひ、韓傳には、夫餘高句麗との同異を示してゐないながら、「韓濊」なる並用文字は一再见でなく、弁辰の産鐵を叙して、韓濊倭皆從取之ともいひ、共通の經濟狀態を思はしめるものがある。而も男女近倭亦文身、便步戰、兵仗與馬韓同云々となし、倭韓同俗の姿に及んでゐる。わたくしは、これら諸記事を讀みて一感なきを得ない

のである。東夷傳は、夫餘を首掲してゐるのであるが、裴松之は本傳の未語なる亡人説話に魏略を注して、その亡人の意義を敷衍し、舊志又言、昔北方有橐離之國、其王者侍婢有身、王欲殺之、婢云有氣如鷄子來下我、故有身、後生子、王捐之於溷中、猪以喙噓之、徙置馬閑、馬以氣噓之、不死、王疑以爲天子也、乃令其母收畜之、名曰東明、常令牧馬、東明善射、王恐奪其國也、欲殺之、東明走南至施掩水、以弓繫水、魚鼈浮爲橋、東明得渡、魚鼈乃解散、追兵不得渡、東明因都王夫餘之地と述べ、亡人とはこの東明を指すものである旨をつけてゐる。東明は、朱蒙とも都慕とも、鄒牟とも書かれ、いづれは、夫餘語の漢寫に外ならないのであるが、シャマン(巫)をいふたのであるまいかと思ふ。さて、鷄子のごとしといはれた元氣は、高句麗では日影となり、朱蒙は、我は「日神の子」なりと呼んだ、而も韓地に入りて新に國を立てたところの百濟また夫餘説話をそのまゝ承述し、遂に海東に及んでゐるなど、約そ枚擧に違まならず、わが日本書紀の首條に見るところの又たこの説話に共通するものあるを認めなければならぬのである。たゞ書紀の首條の文は、從來漢籍の取用だとして片づけられてゐるし、この見解は、書紀編纂の年代より見て、一應は首肯されやうが、東明説話をも同じく漢籍の影響とすることは、恐らくは出來がたい。淮南子や論衡をば、夫餘人が早くも取讀したと考へるなどは、極めて失當である。

この夫餘傳説の亡人の姿は、東夷のすべてを通じて觀取せられてゐるのであるまいか。高句麗は、

自ら夫餘の別種であるといふから、もとよりのこと、沃沮傳には燕の亡人衛滿のことが織りこまれ、濊には、殷の亡人箕子説話が織りこまれ、韓にも同じくこのことが織りこまれ、魏略は、箕子説話を收め、辰韓には耆老の言として右の亡人の秦役を避けて來たものとして傳へられ、弁辰には、流移の人、自立するを得ずとの説を傳へてゐる、箕子説話は、樂浪人の作爲であるかも知れないが、衛滿のことは、史漢に著録せられ、かれが燕王盧綰の部人であり、先住の朝鮮を取つて、これに代つたことは事實であつて、このことのために、半島南部の影響は、蓋し莫大であつた、つまり、北方乃至西北よりの侵入者のために、次ぎ／＼に推し去られて、その推し去られた多くの巨族が、韓地に入り、韓の要素を成したことは、明かであり、又た同時考へられることは、これらの新入者が、それぞれの文化を將來し、漢の四郡は、一たびそれを綜攬したものとも思はれざるを得ない。而も漢の自らの文化は、あまりにも高級品であり、周圍各民族の攝取したものには、自らの程度があつた、これらの顛末は別に考へられるものであらうが、たゞこの亡人傳説は、漸次、夫餘説話の領域に專占せられ、三國―高句麗・百濟・新羅―中の最後者(新羅)ですらも、尙ほ同系説話を傳へ、そこでは之を天降姓と稱し、明らさまに亡人とは言はなんだだけである。わたくしは、こゝに於て、魏志が東夷傳に夫餘を首掲したことは、意義あるものと解し、而も、東明説話の命脈の後代にも奕々たる次第を顧るときは、今更らにも、魏志を讚仰したくなるのである。

## 九

倭人の朝献については、特別の意義とその次第を敷衍したから、更めて言ふほどのことはないが、従来の論争を見るに、女王所都の耶馬臺の位置を主とし、九州か畿内かといふことに重點を置いてゐるやうである。國史上より問題視されるであらうけれども、より重要視されるべきものは、正始元年、帶方太守弓遵が、朝命を奉じ、建中校尉梯儁等をして、女王國に詣らしめ、親しく詔書賜物を齎らして之に授與したといふ記事であつて、かゝることは、明の萬曆の秀吉の時に一回、この時のことと併せて前後僅に兩回に過ぎないのである。秀吉の外征及びこの影響を極度に恐れ戦いた明の朝廷に、かかる遣使の擧の行はれたといふことは、寧ろ當然であるが、前には女王卑彌呼の朝献を求め、今又た金印紫綬をもたらしめて海表にまで往報したといふことは、一通りや二通りの理由ではあるまい、全く異例である。當時の東夷諸國は言ふまでもなく、烏丸・鮮卑でも、その受くるところの印璽に黄金はなく、史上に見るところでは、たゞ匈奴のみであつた。尤も、光武帝中元二年の倭國使者は、洛陽に至りて、帝に謁し、帝は、金印を賜ふた、所謂漢委奴國王印は、それであつて、魏は、この前例を考出し、之を仍襲したものであらうけれども、正始四年同六年及び八年には、女王の臣下の誰れかれにすら黃幢を賜與したといはれてゐる。わたくしは、そのこゝにいたつた異例については、高句麗の致討と其通吳とを慮りしものとの解釋を提擧して置いたのであるけれども、しかし、それは、魏人の工作

であつて、これら異禮を享有したところの倭人の本質に對する説明には當らない。つまり、魏人をして、かゝる殊禮を拂はさしめたといふことについては、それ相當の情勢があるわけである。わたくしは、國史には門外漢であるから失當の評は免れないであらうが、支那史書の記事をもつて見るに、わが大和朝廷の發展は、始め國內的よりは、むしろ、國外的進出に重點を求めさせられてゐたやうである。神武東征の記事に、かれがごとき海道記録の收められてゐるといふことは、中央大和と西海との海上交通の、朝廷に掣握せられてゐた年代の悠久なる次第を説示し、而もそのことは、必ずしもこの海道に沿ふところの諸國平定といふことには、甚だしき關はりはないものである。魏志によるに、當時使譯通ずるところ三十國といひ、女王國の南に狗奴國ありて、相攻撃したことを述べてゐるほどであるが、狗奴以外の諸國が相結束して女王國に對抗したといふ記事は見當らない。さればこそ、わが朝廷は、西陲の伊覩(博多)國を守り、この地を基點として、海中の壹岐對馬に邊官を設け、さらに半島南端を控握し得たのであらう。かの弁辰傳の一節に、其濱盧國與倭接界云云といひ、倭人傳に、從郡至倭、循海岸、水行歷韓國、乍南乍東、到其北岸狗邪韓國七千里とあるを解して、わたくしは、大和朝廷の領土の半島存在を證したこともあるが、この見解には、今も易りはなく、崇神紀や、姓氏錄のそれを、そのまゝに信じて可いものと考へたいのである。蓋し海道經營は、直に皇謨であり、國家興隆を促進し、遂に女王卑彌呼の時代に至りて、儼然たる存在を大陸に反映せしむるにいたつたわけ

あつて、而もそのことは、歷朝積累のいたすところであらうことは、疑はれない。

さて、この女王所都の邪馬臺國をもつて、畿内と定めて、倭人傳の水行を見るときは、博多より瀬戸内海を經由したものと認め得べく、この海道が古來の慣用であらうことは推せられるけれども、これとは方向を別にし、日本海方面の大陸への交通は、同時考へても可いものではあるまいか。第一には、投馬國の存在を示してゐることである。この投馬は出雲の對音であらうとの説もあり、わたくしは、左胆する。出雲方面の海道の中で、畿内に密接するところは、いふまでもなく、敦賀灣の氣比であらうし、この港灣に沿ふところの丹波丹後に、幾多古傳をのこしてゐることも、考へさせられるものであらう。第二には、東夷傳首文が、句麗致討の始末を序し、又遣偏師致討、窮迫極遠、踰烏丸骨都、過沃沮、踐肅愼之庭、東臨大海、長老説、有異面之人、近日之所出云々とあり、東沃沮傳は、稍之を詳記して、

王欣別遣追討宮、盡其東界、問其耆老、海東復有人不、耆老言、國人嘗乘船捕魚、遭風見吹數十  
日、東得一島、上有人、言語不相曉、其俗常以七月取童女沈海、又言有一國、亦在海中、純女無  
男、又說得一布衣、從海中浮出、其身如中國人衣、其兩袖長三丈、又得一破船、隨波出在海岸  
邊、有一人項中復有面、生得之與語、不相通、不食而死、其域皆在沃沮東大海中。

といつてゐる。王欣は玄菟の太守、句麗王位宮の丸都を棄て、買溝に奔るや、母丘儉は、かれ王欣を



して宮を追討せしめた。池内博士論文に追討官とあるは、  
計宮の誤讀で、宮は位宮である。欣既に今の咸鏡南道に出で、その境を窮め、耆老

に問條したといふのが、この本文である。漂流奇譚に類すとはいへ、指駿に富める記事であり、首文の有異面之人、近日之所出とあるをもつて見ると、異面は或は如墨委面の委面と同じく字音であつて、項中有面云々は、取り上げるほどのことはなからう。たゞこれだけの記事をもつて、交通路の有無をいふことは、早計の嫌はあるが、沃沮人が、ともかく、倭人の存在を日出の邊に認めてゐたといふ事實を基礎としてみると、日本海交通は、案外であつたかも知れないのである。

序ながら、漢委奴國王印の讀法についてのかつての私考を補述して置くことにしたいと思ふ。この印の讀法は、去る明治三十年ごろ、故三宅米吉博士によりて、「漢の委の奴の國王印」と判讀されたのが、始めてである。この讀法は、支那より受印したといふ責を西陲の一君長に負はしめるといふ效果があつたから、大方に受入れられたわけであるが、わたくしは、之を否とした。「漢の委の奴」など讀むことは、漢文の讀法に副ふものでなく、而も漢が、わが西陲の一君長に黄金の國王印を付與するといふことはあり得ない。三宅博士は、奴國は、日本古來の文獻に存在し、而も博多灣頭に位置してゐるといふ好條件をもつて強調されたけれども、奴國の存在は、漢に知られてゐやうとは思はれない、奴國の名は、魏の使者の訪問によりて三十許國の名は、始めて稔知せられるに至つたのである。かりに、又た漢が奴國を認めて、之に國王印を假授したものとせば、次に現はれたところの朝献者「倭面

土王」の名をいかに解するか、奴國の承襲者は、依然奴國王の名によりて交聘せなければならぬのが底簿の定式であつて、而もそれらの一々を「奴の國」に牽合せんことは、あまりにも常識外れの見解である。そこで、或るものは、朝献者の遞代をいつてゐるのである。乃ち光武の時には、奴國入朝し、次の代には、又た別個の君長が朝献したから、記事の相違を見たのであると解してゐるけれども、これは、單なる想像上の見解であつて、魏志は、倭國の王統を語り、今七八十年來王統で承繼し、卑彌呼にいたりて、女王が立てられたといひ、もちろん、そのことは、朝廷の底簿に依つて書かれたことは信せられ、底簿の、王統以外、別個の國王を認めるといふことは、許されない。この底簿については、前にも述べたが、その國々の宗統を明にし、承襲手續に過誤なからしめるといふことが、之が眼目であり、擔當であつた、魏志の七八十年は、卑彌呼より父祖に溯つただけであり、漢の永初以來のことであらう。これよりみても、漢の底簿の内容のいかやうであるかは、推知されようと思ふ。

かゝる見解の下に、わたくしは、委奴 *Yaduo* をヤマトの省音であらうとしたのである。印文に省略の伴はれることは普通である。西陲の一君長が、漢に入りて、國王をもつて待たれ、而も類例なき金印を受けたなどと解するがごときは、漢の朝廷の對外智識を考慮に入れざるのみか、大陸人の眼に映じた倭人の姿を理解せざるものの判断といつてもよい、わたくしは、國史に不案内であるから、輕々しく判断しがたいけれども、漢魏への通交といふことは、現代人より見て好ましからぬ體面の抵觸

はあるであらうけれども、皇謨は、正にかくのごときものであつた。わが倭人傳は、これらに對しても、教ふるところ、蓋し莫大なるものがあらう。(完) (昭和十一年十一月十八日弁韓の故地海雲台温泉にて)

## 後記

本誌前號(二一ノ三)に「如墨委面考」と題して、藤田元春學士の精細なる論文あり、敬讀した。文中、舊作の拙文「漢委奴國玉印考」(考古學雜誌所載)に言及されてゐる。學士は、「委奴」の「奴」を「我國古代では、一般に漢音のやうに、 $\text{ㄋ}$ 又は $\text{ㄉ}$ とは讀まなかつた、現在でも  $\text{ㄋ}$ によれば、 $\text{ㄋ}$ 又は $\text{ㄉ}$ である」と指摘してゐられるのであるが、この  $\text{ㄋ}$ は、正解とは言ひ得ないのであつて、「奴」は、本來  $\text{ㄋ}$ に近い間音を有し、日本人はもちろん、恐らくは英國人でも發聲し得ざる字音である。故に支那のある地方にては、之を  $\text{ㄋ}$ に近く、或る地方では  $\text{ㄋ}$ に近く音じて、必しも一定してゐない。 $\text{ㄋ}$ も、 $\text{ㄋ}$ の濁音したものに近からう。わたくしが、委奴をヤマトと音したことを、學士は飛躍的だといひ、専ら不合理なることを責められるけれども、支那音の真相を今少しく検討せられたらば疑念はなからうと思ふ。且つ又た、ヤマトといふ讀方について、今は疑ふものはないけれども、漢魏時代に當りて、現代音のごとく呼ばれたかどうかは惜まれ、國史には大養徳と書いたものすら見出されるのである。「如墨委面」についての、學士の見解は、いづれも、 $\text{ㄋ}$ の近音に強調してゐられるけれども遽かに贅しがたい。わたくしは、如墨はイツモ、委面はヤマトに比定し、敢へて混稱すべきでないと思ふ。この如墨は魏志の投馬に相當し、内藤博士説亦た同一のやうに拜見した。魏志の異面之人をも、ヤマトの人と解するのは、わたくしの新提説である(本文參照)。學士は、さらに北史の「倭國」を大そう氣に病んでゐられるけれども、「倭」が「倭」の誤字たることには定説(武英殿本北史參照)あり、更めて取上げ言ふべきほどのことはなからう。而も北史が、耶馬臺即倭(倭)王所都謂之倭(倭)奴國とあるがごとき、漢の委奴國王をヤマトと音むべき有力なる左券ではあるまいか。大體隋唐以前の日本記事を恣に疑惑することは、決して好ましいことではない。舊唐書の日本と倭とを別にしたことと言及されてゐるが、久しく通譯外交によりて累されてゐた面目を一新せんとて、日本てふ易名を擇ばれた朝議を考慮すべきである。これらは、聖德太子の外交の現はれの一である、わたくしは信するのであるが、學士の全般の所論に對しての私考もあるけれども、別に述べるつもりであるから、省く。